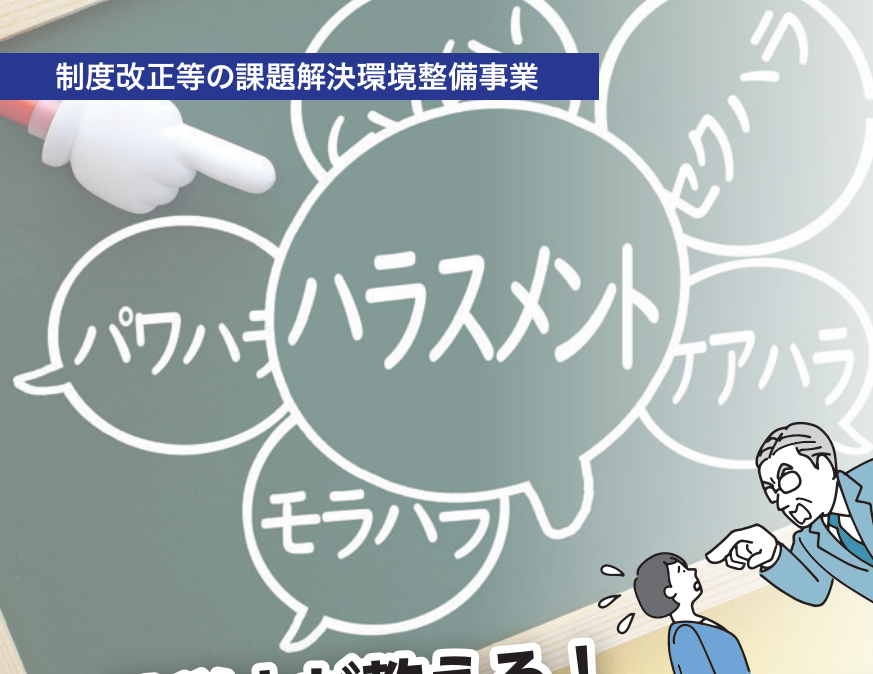




2022年4月から、中小企業にもパワーハラスメントの防止が法律上の義務付けとなりました。パワハラやセクハラなどの相談件数は増加傾向にあり、企業規模に関わらず、ハラスメントへの対策を講じる必要があります。またハラスメントにより心に深い傷を負うことで働くことができなくなることは、会社の損失にとどまらず、その人の人生をも壊すことになります。

本セミナーでは、なぜ今ハラスメント対策が必要なのか、ハラスメントの現状とその種類、会社が責任を問われるケースをお話し、その原因と防止・対策について、元刑事目線で解説します。

社労士が教える！

経営者・管理職が知るべき ハラスメント対策

日時

令和7年

7月25日(金)
14:00～16:30

受講料
無料

講師

特定社会保険労務士

恵島 美王子 氏

人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ、元警察の刑事部出身の社会保険労務士。交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022年に社労士事務所を設立。中小企業の人事労務全般にわたって支援している。



カリキュラム

- 労働法改正の改正内容について
- なぜ？今ハラスメント対策が必要なのか
- ハラスメントの現状
- 職場におけるハラスメントとは
 - ・セクシュアルハラスメント
 - ・妊娠・出産等に関するハラスメント
 - ・パワーハラスメント
 - ・カスタマーハラスメント
- ハラスメントで会社が問われる責任
- ハラスメントが起こってしまう原因

対象者

中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

会場

焼津商工会議所 2 階会議室

定員

20名程度

申込書

事業所名

受講者名

TEL

所在地 〒

E-mail

FAX

諸般の事情により、やむを得ず変更または中止する場合があります。ご記入頂いた個人情報は、本セミナーの運営、情報提供等に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

※E-mailまたはFAXのいずれかをご記入ください。

必要事項をご記入の上、FAX **054-628-6300** もしくは右記QRコードよりお申込みください。



主催



焼津商工会議所